

# 令和3年度 第1回湖西市男女共同参画審議会

## 会議録兼意見書

記録者 市民課 松井

- ▶ 日 時: 令和3年7月2日(金) 10時00分～12時00分
- ▶ 場 所: 湖西市役所 3階 委員会室
- ▶ 出席者  
委員: 檜村愛子、河辺順子、疋田史郎、片山静馬、平岡新、小池律江、中嶋くみ子  
事務局: 市民安全部長、市民課(課長、係長、副主任)
- ▶ 資料: 次第  
令和2年度第3次湖西市男女共同参画推進計画進捗状況調査票【資料1】、  
湖西市パートナーシップ制度(仮)について【資料2】  
第4次男女共同参画推進計画冊子

### ▶次第

- 1 開 会
- 2 市民安全部長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 議題  
(1) 令和2年度男女共同参画推進計画進捗状況について【資料1】  
(2) 湖西市パートナーシップ制度(仮)について【資料2】
- 7 報告事項  
(1) 第4次湖西市男女共同参画推進計画について【計画冊子】
- 8 閉 会

### 1. 開会

(略)

### 2. 市民安全部長あいさつ

(略)

### 3. 委嘱状交付

(略)

### 4. 自己紹介

(略)

### 5. 会長・副会長選出

大選により会長は檜村愛子委員、副会長は疋田史郎委員に決定した。

## 6. 議題

### (1) 令和2年度男女共同参画推進計画進捗状況について

事業・施策が膨大なため、主な事業を選定して事務局より報告した。【資料1参照】

**質問1** 基本目標5について、宣言事業所数が数年前から急増しており一つの効果だと思いが、増加した要因は一体何か（会長より質問）。

事務局：担当課の産業振興課が、企業に対し補助金を交付する際に宣言事業所について周知したり、中小企業向けに行っているダイバーシティ推進事業の中で、委託業者が企業訪問をした際に登録の周知を行うなど呼びかけている。宣言自体のハードルは高いわけではないので、呼びかければ多数の企業が応じてくれると担当課より聞いている。

会長：障害者差別解消法の改正もあり、企業はダイバーシティに取り組む必要性が増している。委員の知る範囲で、湖西市の企業の状況について何かご意見はあるか。

委員：企業としても女性が働きやすい企業づくりを目指していかなければいけない。女性の管理職採用を企業目標として掲げているところも増え、各社で具体的な取組みを検討している状況である。当社においても女性の積極的採用や、男性社員も取りやすい育児休業のルールや育休期間の見直しを行い、法定以上の福利厚生に繋がるよう取組んでいる。

会長：心強いお言葉である。国の男性育児休業制度は、第一子の育児に男性がどれだけ参加したか否かが女性の第二子出産に関わるという視点から、少子化解消のため男性育休が推進されている面もある。そのほか男女共同参画について、市に対してバックアップしてほしいことや課題などは感じているか。

委員：現状は特にない。

委員：男性育休取得推進に取り組んだ貴社では、具体的にどのような実績があるか。

委員：男性の育児休暇取得率は数字として上がってきた。近年の働きかた改革で、旧来の「男性は仕事、女性は家庭」という働き方が少しずつ見直され、男性も育休を取って育児と一緒にやろう、という空気になってきている。ここ数年を見ても、期間は短いが男性社員が積極的に育休を取るようになり、職場も快く取れるよう理解して協力している。

委員：男性の育休取得には職場側の努力が大きく関わっている。制度があっても職場の理解が得られなければ使えない。

会長：田原市で育ボス養成講座の講師をしたが、日本の男性育児休暇制度は他国に比べてもよく整備されている。にも関わらず、取得率がとても低いということは、制度利用できるか否かが会社のボスにかかっているということ。職場環境の整備に対する啓発も重要である。

**質問2** 弁護士の委員には、女性の問題に関する相談もよく来るのか（会長より質問）。

委員：離婚相談の中でDVやモラハラの話は多い。しかし、先日相談に来た方に市の女性相談を勧めたところ、「湖西市にはないようだ」と仰っていた。外国人相談に関する報告にもあったように、必要な人に情報が届いていない、という現状があるように思う。

委員：弁護士の方からもぜひ勧めてほしい。以前は女性トイレへ相談周知カードを設置していたが、今は一部にしか置いていない。相談の枠が空いていることが多いので、周知・広報は積極的に行ってほしい。

会長：弁護士の委員から、今回の報告の中で法的な問題などで気になることはあるか。

委員：今は特にない。

会長：近年、国が性暴力に対する取組みを強化しているが、弁護士の中ではそういった意識や話というのは聞こえてくるか。

委員：弁護士会の中には特定の社会的問題に取り組む委員会があり、「両性の平等に関する委員会」も存在するが、自分は所属していないため具体的な取組みまでは関知していない。

**質問3** 育児休業の取り方について、公務員や大企業の女性達が率先して取得しなければ、中小企業の女性など取得することもできない。しかし現状は、公務員の知合いに「公務員ばかり優遇されていると言われかねないので取りにくい」と聞いたことがある。こういった本音の話は市長の耳に入っているのか（委員より質問）。

事務局：まず市役所の状況として、制度は完備されている。また市長は若手職員と話す機会が多く、職員から市長に対する要望をすることもあるのでそのあたりの話は理解していると思う。現在の職員比率も30歳以下は60%以上が女性という配置であり、職員の中には育休を取ると他の職員に迷惑がかかるかも、という意識のある方もいるかもしれない。しかし、昔と違い結婚や育児を経験しても仕事を続けるという方が増えている。制度を気兼ねなく使えるよう、全庁的に、管理職級にそういった意識が養われ、育休を取得しやすい職場作りが進められている。

**意見1** 報告書最終ページの目標指標経年変化表を見ると、「家庭生活において男性優位と感じる人」の割合が増えているが、この数値変化は男性優位であると気づく人が増えた結果、数値に表れたのだと思う。また周囲で育児休暇を取得した人を見ても、休暇から復帰した方は時間の使い方が上手い。男性も1~2ヶ月と言わず、1年ほど休暇を取り、地域社会や保護者と一市民として関わるのが、結果として仕事に復帰した後も生きてくる。そういった貴重な機会であることを積極的にアピールしてほしい（委員より意見）。

会長：女性の働きやすい地域であることが、移住人口を増やすことに繋がる。また数字の見方としては、仰るように、市民の意識が向上するほど問題だと感じる人が増えるという解釈ができる。

「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合」も国の統計数値と比較して低すぎるため、潜在化している数字が上がっていない可能性がある。単純に数字の増減に注目するのではなく、その数字をどう解釈するかという視点が重要である。

**意見2** 近年はスマートフォンで調べられるが、使われる用語や概念が難しい。リプロダクティブ・ヘルス/ライツといった一般市民に馴染みのない言葉や概念を、どのように分かりやすく伝えていくか課題があると思う。新聞等を見れば世の中の関心が向上してきていることは間違いないので、この流れを活用する必要がある。湖西市の出前講座の中には男女共同参画に関する講座もあるので、自分も積極的に活用を考えたい（委員より意見）。

会長：言葉も使わなければ浸透していかないので、常に説明しながらでも使ったほうがよいとは言える。一点確認だが、昨年度はコロナ禍でいろいろなイベントができなかったということだが、現在は無料のオンラインイベントも増えている。今後は湖西市もオンライン形式でイベントを行ったり、色々なところで行っているオンラインイベントを取り上げて紹介するなど、そういった取組みは予定しているか。

事務局：今後の男女共同参画に関する講演等については、オンライン開催もしくは参加人数を制限した対面式開催など、コロナ禍でも事業を継続して行う工夫を考えている。

事務局：また出前講座の担当課である企画政策課に確認をしたところ、今後は受講者側からの希望があれば積極的にオンライン式の出前講座に対応するという話を聞いた。市としてはオンライン開催にも力を入れていく予定である。

## (2) 湖西市パートナーシップ制度(仮)について

第4次湖西市男女共同参画推進計画の基本目標1「男女の人権の尊重」における重点施策として掲げているパートナーシップ制度について令和4年4月の制度開始を目指し、具体的な制度検討を始めるため、制度設計案及びスケジュールの説明を事務局より行った。【資料2参照】

**質問1** 性的指向など重大な秘密が第三者に勝手に暴露されてしまうこと(アウトティング)は差別に繋がることから、今年度より制度開始した豊橋市でも議論を重ね、提出先は豊橋市の男女共同参画課としたが、浜松市はどこに出すようになっているか(会長より質問)。

事務局：浜松市もUD・男女共同参画課という男女の担当課にて受け付けている。どの市も、アウトティング対策や当事者保護のため個室対応に応じている。

会長：性的少数者のカップルには病院対応も重要である。入院して意識がなくなったり亡くなったりしたときに、大切な家族なのにパートナーの情報を教えてもらえないという問題がある。豊橋市は、制度が出来る前から、既に豊橋市民病院にてパートナーに対する情報開示などの対応をしていた。湖西市の市民病院ではどういった対応をしているのか。

事務局：湖西市の市民病院ではそこまで対応が進んでいないのが現状である。

会長：そうすると、パートナーシップ制度ができることにとっても意味がある。

**質問2** 弁護士の委員より、法的な面で何か意見はあるか。(会長より質問)。

委員：たしかに条例化したほうが出来ることもあるのかもしれないが、時間がかかり、実現が困難になる恐れもある。要綱という形でも急いで制度化して、現在出来る範囲でサービスを提供することに意味があると思う。

会長：条例だと制度利用者側が申請をするために(※条例で制度運用している渋谷区など公正証書の作成を必須としていることから)お金がかかるという話も聞いた。また豊橋市でも、制度があっても理解がなければ意味がないということで、本年度は予算措置もしっかりとして、制度開始と併せて市役所内部と外部に向けて啓蒙活動に力を入れている。そういった効果もある。

**質問3** 「パートナー」という言葉だとイメージしにくいですが、必ずしも性的関係や恋愛関係になくてもよいのか。例えば独身の高齢女性同士が一緒に住んでお互い助けあって生きていこうとして、この宣誓を利用するなどのケースも考えられる。また、パートナーを解消するときにはどうなるのか。(委員より質問)。

事務局：本制度には法的効力が一切なく、本人からの宣誓、申告を行政が受け止めるという仕組みである。そのため、解消についても本人からの自己申告が原則となる。「他の方と婚姻した」「パートナーが亡くなった」という場合もご本人の申告により分かるものであり、追跡調査といったことはしない想定である。今後要綱を作りこむ中で、委員の皆様より

ご意見をいただきたい。

会 長：渋谷区の宣誓カップルも関係を解消している例がある。法的な縛りはなく、離婚のように手続きが複雑というわけではない。

また先ほどの委員の「独身の女性同士」というケースはレズビアン同士であればパートナー宣誓ということになると思う。しかし豊橋市の意見交換会でも、フランスの PACS のようにもう少し広い連帯として考えられないか、という意見も出た。しかしそこまで含めると制度が複雑になる。まずは、家族のように親密な関係性を築いているのに法律婚をした夫婦のような扱いは受けられない、という性的少数者カップルの人権問題にターゲットを絞り、制度を作っていくという可能性もある。

当事者カップルからすれば、豊橋市と浜松市は制度を始めているのになぜ間の湖西市だけ制度が始まらないのかという問題になる。湖西市も制度を始めればこの辺り一帯が多様性に配慮のある住みやすい地域になっていく。

**質問 4** この制度に反対する理由が見つからない。制度が実現すると誰か不利益を被るわけではない。制度利用したい当事者が個人的に幸福になるだけなので、即実現させるべき。反対する場合の理由が聞きたい（委員より質問）。

事務局：先日静岡県男女共同参画担当課長会議があり、浜松市や富士市といった先進事例の市担当者の話を聞いた。浜松市担当者も、最初は色々な方面から反対意見も出るのでは、と覚悟をしていたが、実際には制度を始めてもそういった反対の声は全くあがらなかったという。委員の仰ったように誰が不利益を被るわけではなく、現状で困っている当事者の権利を尊重するというだけである。

**質問 5** 湖西市は移住定住施策に取り組んでいるが、LGBT もなぜ人口問題と捉えないのか疑問だった。パートナーシップ制度によって多様性に理解のある住みやすいまちだと思ってもらえれば、移住定住にも繋がる。また湖西市でも、他市の例を参考に当事者と関わるセミナーなどを開いてほしい。（委員より意見）。

会 長：豊橋市も市民意見交換会をした際に、市が把握していない当事者の方がどこかから話を聞いて参加してくれた。浜松市では当事者団体が活動している。湖西市でも当事者の声を反映して使いやすい制度にしなければならない。

**事務局** 事実婚の取扱いについて、ぜひ委員の皆様にも議論いただきたい。浜松市・富士市は事実婚も対象としており、豊橋市は対象としていない現状がある。浜松市の担当者に聞き取りをした際にはアウトティングの問題を重視していた。つまり事実婚を含めることでより幅広い方が制度利用ができ、制度利用した＝性的少数者だと分かってしまうことを避けられる。現時点で湖西市は事実婚を含めない前提で制度設計をしているが、委員の皆様にも議論いただき、後日追加でもご意見があればいただきたい。（事務局より提案）。

会 長：豊橋市の意見交換会でも、できるだけ広く使えるようにしてほしいという声もあった。また女性の中には夫婦別姓が実現しないので事実婚を選択している人もいるという。現実問題として事実婚の方も法的な立場は弱い。事実婚について委員の意見はあるか。

**質問6** 前提として、宣誓要件に「双方に配偶者(事実婚を含む)がないこと」とあるが、これは宣誓しようとする人に別に配偶者がいた場合には、法律婚で言う重婚状態になるので認められないという趣旨だと思う。しかし事実婚は対象外とすると明記したところで、戸籍にのらない事実婚関係を把握しようがないと思うが、いかがか。(委員より質問)。

会 長：現状は法律婚と違い、パートナーだと認めるだけの制度なので、事実婚関係も把握できないとしてもやむをえない。豊橋市担当者も事実婚の扱いについては検討を重ねていた。審議会委員も本日の議論を踏まえ、後日意見があればまた事務局へ連絡してほしい。

**意見1** 今回、選択的夫婦別姓の話題が出ておらず議論していない(委員より意見)。

会 長：選択的夫婦別姓は国の施策であり、市の施策ではないため今回の議論の対象ではない。

**意見2** 年代によって考え方や捉え方も異なると思うが、少数の方に対して市として公的に認める制度を作る、行政的配慮をすることに意義がある。(委員より意見)。

## 7. 報告事項

### (1) 第4次湖西市男女共同参画推進計画について

昨年度策定し、今年度より計画年度となっている第4次湖西市男女共同参画推進計画について、重点施策及び目標指標を事務局より説明した。【計画冊子】

**補足1** 本推進計画は、冊子37ページにある、国が昨年度策定した第5次男女共同参画基本計画のもと策定されている。第5次計画で国は性暴力問題に重点を置いて取組むようになっており、性暴力は市の重点施策にはなっていないが、基本的に準じている(会長より補足説明)。

**質問1** この計画書は完成品か。市民全員に配布するのか。

事務局：本計画書が成果品である。市民に配布するだけの部数はないが、現在市のウェブサイトにてデータ版を掲載しているので、誰でも見られる状態になっている。

**質問2** 冊子36ページの「自主防災会の役員に女性がいる地区」について、先ほど令和2年度実績は2地区という訂正があったが、冊子の方も3地区でなく2地区が正しいのか。

事務局：計画策定時点では令和2年度の実績がまだなく元年度の数値を記載しているため、3地区の記載で正しい。

**【追加報告】** 令和3年6月7日より開始した生理用品の無償配布及び生理に関するアンケートについて、事務局より説明した。【資料なし】

## 8. 閉会

会 長：以上で令和3年度第1回男女共同参画審議会を終了する。ありがとうございました。

以上

この会議録の内容をもって、令和3年度における湖西市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に対する湖西市男女共同参画審議会の意見とする。

湖西市男女共同参画審議会 会長 樫村 愛子